

さぬき市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和2年7月20日

さぬき市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下、「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置付けられた。

本市の農業は、農家1戸あたりの平均耕作面積が全国平均の半分以下で、兼業化や経営規模の零細化が進む一方、温暖な気候を利用し、稲作を基幹に、麦、野菜、果樹、畜産などを組み合わせた複合経営や施設園芸など集約的な経営が展開されている。

しかしながら、農業従事者の高齢化や減少、遊休農地の増加が懸念されていることからその発生防止・解消に努めていくとともに、担い手の育成・確保や新規参入の促進に加え、農地の流動化を高め、利用権設定等促進事業や農地中間管理事業の推進・集約化に農業委員会が中心となり取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業を築くため、農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、さぬき市農業委員会の指針として、具体的な目標を以下のとおり定める。

なお、この指針は、令和8年度を目標とし、3年ごとの農業委員及び推進委員の改選期に検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動について、毎年度作成する「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積 (B)	集積率(B/A)
現 状 (令和2年4月)	2, 376 h a	598 h a	25. 2%
3年後目標 (令和5年4月)	2, 376 h a	705 h a	29. 7%
目 標 (令和9年4月)	2, 376 h a	750 h a	31. 6%

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕作面積

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な取り組み方法

① 利用権設定等促進事業について

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定による農地の貸借を促進し、担い手への農地利用の集積・集約化を図る。

② 香川県農地機構との連携について

農業委員及び推進委員の活動の中で、香川県農地機構と連携し、農家の意向を踏まえて農地中間管理事業の活用を推進するなど、農地の利用集積に向けた掘り起しや担い手のあっせんに努める。

③ 「人・農地プラン」の実質化に向けた取り組みについて

高齢化及び相続による遊休農地の増大が懸念され、地域農業の将来が不安視されることから、さぬき市と連携し、「人・農地プラン」を活用した地域での話し合いに農業委員・推進委員自らが積極的に関与し、農地集積の合意形成に向けた取り組みを支援する。

2 遊休農地の発生予防・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和2年4月)	2, 5 0 5 h a	1 2 9 h a	5. 1%
3年後目標 (令和5年4月)	2, 4 8 5 h a	1 0 9 h a	4. 4%
目 標 (令和9年4月)	2, 4 6 6 h a	9 0 h a	3. 6%

※ 管内の農地面積は、耕作及び作付面積統計における耕地面積と遊休農地面積の合計面積

(2) 遊休農地の発生予防・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農地の利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)の実施に当たっては、農業委員と推進委員が連携協力し行う。

利用状況調査の結果、遊休農地の所有者等に対し農地の利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)を実施するとともに、戸別訪問指導を実施するなど、遊休農地対策を強化する。

② 香川県農地機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた香川県農地機構への貸付け手続きを行うとともに、農地集積専門員と連携し、新規就農者等に対する遊休農地の具体的な情報を紹介するなど、その解消に努める。

3 新規参入の促進目標について

(1) 新規参入の促進目標

	認定新規就農者数	集落営農数
現 状 (令和2年4月)	15人	12経営体
3年後目標 (令和5年4月)	18人	15経営体
目 標 (令和9年4月)	21人	18経営体

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

さぬき市、香川県東讃農業改良普及センター、香川県農業会議、香川県農協等と連携して、参入希望者をあつせんし、農地のあつせんを行うことにより、新規参入を促進する。

② 集落営農の推進について

労働力不足、機械施設に対する投資等の問題解決や効率的な農業経営の実現を図るため、さぬき市と連携して、集落営農を地域の担い手の一つとして位置づけ、集落営農を地域の担い手の一つとして位置づけ、集落営農の組織化や法人化を推進する。